

手数料の返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、一身上の都合により退職に至った場合は、受領した紹介料から次に定める金額を求人者へ返還致します。

1. 入社日から起算して1か月以内に退職した場合、紹介手数料の50%
2. 入社日から起算して2か月以内に退職した場合、紹介手数料の30%
3. 入社日から起算して3か月以内に退職した場合、紹介手数料の20%

以下の場合は、返戻金制度は適用されません。

1. 求人者の責による退職・解雇
2. 求人者の死亡・天災等、不測の事態による退職